

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【公開番号】特開2014-155864(P2014-155864A)

【公開日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2014-046

【出願番号】特願2014-88693(P2014-88693)

【国際特許分類】

D 0 6 F 23/06 (2006.01)

D 0 6 F 37/04 (2006.01)

D 0 6 F 25/00 (2006.01)

【F I】

D 0 6 F 23/06

D 0 6 F 37/04

D 0 6 F 25/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月1日(2014.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

衣類が収容され、回転中心が水平又は開口部側が高くなるように傾斜させたドラムと、このドラムを回転駆動するモータと、前記ドラムを支持する筐体を有し、前記ドラムの内周面にはリフターが設けられており、前記筐体の横幅寸法が610mm以下、前記筐体の奥行き寸法が730mm以下であって、前記ドラムの回転と前記リフターにより前記衣類が持ち上がり重力で落下するような動きを繰り返しながら、洗濯を行う、一般家庭に設置されるドラム式洗濯機において、

前記ドラムの直径D(mm)と、前記ドラムの奥行き寸法Ld(mm)とが、

0.54 (D/2) / Ld 0.76

であって、前記ドラムの奥行き寸法Ldが350mm以上かつ440mm以下であることを特徴とするドラム式洗濯機。

【請求項2】

衣類が収容され、回転中心が水平又は開口部側が高くなるように傾斜させたドラムと、このドラムを回転駆動するモータと、前記ドラムを支持する筐体を有し、前記ドラムの内周面にはリフターが設けられており、前記筐体の横幅寸法が610mm以下、前記筐体の奥行き寸法が730mm以下であって、前記ドラムの回転と前記リフターにより前記衣類が持ち上がり重力で落下するような動きを繰り返しながら、洗濯および乾燥を行う、一般家庭に設置されるドラム式洗濯乾燥機において、

前記ドラムの直径D(mm)と、前記ドラムの奥行き寸法Ld(mm)とが、

0.54 (D/2) / Ld 0.76

であって、前記ドラムの奥行き寸法Ldが350mm以上かつ440mm以下であり、

乾燥運転時に、前記開口部側から前記ドラム内の衣類に対して風速45m/s以上の風を吹きつけることを特徴とするドラム式洗濯乾燥機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

上記目的を達成するために、本発明は、衣類が収容され、回転中心が水平又は開口部側が高くなるように傾斜させたドラムと、このドラムを回転駆動するモータと、前記ドラムを支持する筐体を有し、前記ドラムの内周面にはリフターが設けられており、前記筐体の横幅寸法が 610 mm 以下、前記筐体の奥行き寸法が 730 mm 以下であって、前記ドラムの回転と前記リフターにより前記衣類が持ち上がり重力で落下するような動きを繰り返しながら、洗濯を行う、一般家庭に設置されるドラム式洗濯機において、

前記ドラムの直径 D (mm) と、前記ドラムの奥行き寸法 L d (mm) とが、

0.54 (D / 2) / L d 0.76

であって、前記ドラムの奥行き寸法 L d が 350 mm 以上かつ 440 mm 以下とした。